

千葉商科大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉商科大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究を遂行する上で研究者に求められる倫理に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における研究者とは、本学に所属する教員のほか、大学院生、学部学生、研究生等（以下「学生等」という。）、本学で研究活動に関わるすべての者をいう。

2 学生等が研究者として行動する場合は、必ず指導教員の下で行動しなければならない。また、その行動について指導教員は責任を持たなければならない。

(研究の基本)

第3条 研究者は、次の各号に掲げる事項を研究の基本とする。

(1) 研究者は、個人の尊厳と人権を尊重し、良心と信念に従い誠実な行動をとらなければならない。

(2) 研究者は、研究者としての能力の向上を図り、自己研鑽に努める。

(3) 研究者は、個人の属性や思想信条による差別をしてはならない。

(4) 研究者は、法令及び本学の諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約及び条約等、各学会の倫理規程等を遵守しなければならない。

(5) 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく明瞭に説明できるよう努める。

(6) 研究者は、適切な時期に研究報告をできるよう努める。

(7) 研究者は、他者の知的財産権を侵害してはならない。また、捏造、改ざん、盗用等の不正行為はしてはならない。

(情報・データの収集)

第4条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者は、研究目的に適う必要な範囲の資料、情報、データ等を収集しなければならない。

(協力者の同意の確保及び方法)

第5条 研究者は、協力者から個人の情報及びデータを得ようとするときには、予め協力者に対してその目的及び収集方法等分かりやすく説明し、研究への協力の同意を得なければならない。

2 研究者は、協力者に同意する能力がないと判断した場合は、その保護者等の本人に代わる者から同意を得なければならない。

(個人情報保護)

第6条 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を遵守し、研究のために収集した資料、情報、データ等の個人情報の保護に努めなければならない。

(情報及びデータ等の利用及び管理)

第7条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の紛失、漏洩、改ざん等を防ぐため適切な措置を講じなくてはならない。

(研究資料及びデータ等の保存・開示)

第8条 研究者は、公的研究費による研究活動によって生み出された実験データ等の研究資料（文

書、数値データ、画像など) について、第三者による検証可能性を担保するために、次の期間において保存をしなければならない。また、研究活動の正当性の証明手段を確保するために、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(1) 論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料については、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。

(2) 試料(実験試料、標本)や装置などの有体物については、当該論文等の発表後、原則として5年間保存すること。

(3) 前1号、2号において、保存が不可能ないしは著しく困難である場合あるいは保存のためのコストやスペースが膨大になるなど社会通念上やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(不正行為の防止)

第9条 不正行為の防止については、「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に従う。

(研究倫理委員会)

第10条 本学の研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行うため千葉商科大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(研究倫理教育)

第11条 本学は、研究者に対して、研究倫理教育を実施する。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、教育研究支援オフィスが行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会及び全学部長会の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、平成27年5月13日から施行する。

付 則(平成28年2月3日改正)

この規程は、平成28年2月3日から施行する。